

どんな働き方でも均等待遇を！ 同一価値労働に同一賃金を！ 間接性差別禁止を法律に！
均等法を男女雇用平等法に！ 有期雇用にも均等待遇を！

均等待遇アクション21ニュース



No.27. (10年3月3日号) 発行 均等待遇アクション21事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-13 本郷コーポレイション 705
TEL&FAX 03-5689-2320 E-mail:kintou21@siren.ocn.ne.jp
URL <http://www15.ocn.ne.jp/~kintou21/>
郵便振替 00130-7-647497 均等待遇アクション21

今年こそ、選択議定書の批准を実現させよう！！

昨年末から1月にかけて、選択議定書の批准を求める催しが続いて開催されました。12月13日にはJNNCと国際女性の地位協会共催の『女性差別撤廃条約30周年記念フォーラム』が開かれ330名が参加しました。1月15日の日弁連主催『今こそ、個人通報制度の実現を！大集会』には400名を超える参加者があり、1月26日には『国内人権機関と選択議定書批准を求める院内集会』も開かれました。今後のJNNCの取組みを含め、柚木さんからの報告を同封します。

第3次男女共同参画基本計画策定に向けて声を届けよう！

男女共同参画社会基本法施行から10年、第3次基本計画策定に向けて、内閣府男女共同参画会議「基本問題・計画専門調査会」を中心に議論が行なわれています。現状と今後について酒井さんの報告を読んで、これからのパブリックコメント募集への応募や公聴会に参加を！

均等待遇アクション21事務局では、1月14日に福島大臣に面会し、雇用の分野についての要請を行いました。

2/13兼松男女賃金差別裁判報告会開催される！

2月13日、14年の長い闘いであった兼松男女賃金差別裁判の報告集会在四谷で開催されました。当日は原告、弁護団、支援の仲間170名もの参加者がありました。第一部では、主任弁護士の中野麻美さんの「判決の意義と課題」、研究者の居城舜子さんの「兼松裁判における同一価値労働同一賃金」のお話がありました。報告をお読み下さい。会場を移した二部では、美味しいお料理とお酒をいただきながら、原告、弁護団、支援の仲間からのあいさつ、思い出話、裏話等々が出され、大いに盛り上がった素晴らしい報告集会でした。

2/23均等待遇ウェブが学習会開催(大阪)！

均等待遇アクション21大阪実行委員会が連合大阪2010春季生活闘争との共同企画で「日本の女性の賃金はなぜ低い？～女性労働をめぐる国際情勢と男女賃金格差を考える～」をテーマに学習会を2月23日に開催しました。講師に連合副事務局長で総合男女平等局長の山口洋子さんを招いての学習会。大阪からの報告を同封しますのでお読み下さい。

5/15(土)東京で『ペイ・エクイティで丸ごと解決！』を開催します！！

ILOへ100号条約違反の申立てを行っている3組合と均等待遇アクション21の共催で5月15日(土)の午後、ペイ・エクイティの実現を求めてのイベント『ペイ・エクイティで丸ごと解決！』を開催します。貧困や身分差別をなくすジェンダー平等政策の最も重要な要件は、性に中立で客観的な職務評価の実施(ペイ・エクイティ)による賃金の均等待遇です。当日は参加者みんなで職務評価を行ったり、既に取り組んでいる組合からの報告を聴いたり、今後を考えるパネルディスカッション等々と盛りだくさんの企画です。次回ニュースで詳細をお知らせしますので、ぜひ、日程に入れておいてください。

パート・派遣・非常勤でも生活できる賃金を！ 働き方による差別をなくそう！

～間接差別をなくし、同一価値労働同一賃金を実現する～

今後の「均等待遇アクション21」の活動に向けて賛同者一覧（2008年4月～）

【呼びかけ人】

相原久美子 浅倉むつ子 伊田 広行 大沢 真理 大野 町子 大脇 雅子 木下 武男 木村 愛子
熊沢 誠 小池 晃 小宮山洋子 柴山恵美子 清水 澄子 正路 怜子 菅沼 友子 竹中恵美子
津和 慶子 寺沢 勝子 中野 麻美 林 弘子 林 陽子 福島みずほ 藤田 一枝 船橋 邦子
古田 典子 松本 惟子 円 より子 三山 雅子 森 ます美 山本 博 吉川 春子 脇田 滋

【賛同者】合場敬子 相澤美智子 青木艶子 赤石千衣子 赤羽佳世子 赤松良子 秋元恵子 秋山淳子 浅井真由美 朝倉泰子 浅野美恵子 荒井利津子 安藤直子 飯田治子 飯塚雅子 井加田まり 五十嵐美那子 池田資子 池田芳江 石田絹子 石田好江 居城舜子 石川久枝 石橋慶子 石原豊子 石田久仁子 伊豆田アキ 伊田久美子 市川若子 市吉澄枝 伊藤セツ 伊藤みどり 稲場みち子 稲元周子 稲垣眸 稲邑恭子 井上美代 井上睦子 井上好子 今井けい 今福庸夫 岩井久江 上田佐紀子 植野妙実子 宇賀神慶子 宇仁宏幸 内田典子 内海和子 梅沢栄子 浦川悦子 江藤智佐子 江野本啓子 江森民夫 遠藤恵子 遠藤公嗣 大国和江 大竹美登利 大貫遵子 大本徹 大山七穂 緒方玉江 小城智子 奥山たえ子 奥山えみ子 奥田公恵 奥田祐子 尾沢邦子 小沢明美 尾崎かおる 尾崎公子 尾崎良江 小田みどり 尾辻喜代子 小野寺さよ子 折原和代 折原由紀子 飼手和子 片岡千鶴子 片岡陽子 加藤順子 加藤伊都子 加藤登紀子 門林洋子 角山優子 金子哲夫 鎌倉淑子 上村勝行 亀永能布子 亀田篤子 鴨田哲郎 河上婦志子 川橋幸子 川名はつ子 漢人明子 木越陽子 木住野理栄 北明美 北岡孝義 貴田月美 北口明代 木村瑛子 木村涼子 木元弘子 木元美代子 草薙順一 櫛渕万里 楠井道雄 國本淳子 久野澄子 久場嬉子 熊崎清子 久米弘子 倉知博 黒岩秩子 黒岩容子 黒沢節子 桑原輝子 玄場絢子 郡和子 越堂静子 伍賀偕子 小島妙子 小島八重子 後藤安子 五島昌子 小林千代美 小林佳子 小林ひろ子 小林真千子 小松満貴子 小松加代子 菰田由美子 小柳優子 古山啓子 近藤正代 近藤美恵子 今野久子 斎藤栄子 齊藤繁子 齊藤正美 坂井隆之 酒井和子 酒井興子 逆井征子 坂本敦子 坂本福子 阪本美知子 佐崎和子 佐藤敦子 佐藤由紀子 佐藤公子 佐藤周一 塩原節子 志賀寛子 宍倉良枝 設楽ヨシ子 志田なや子 芝崎麻紀子 島田美恵子 嶋川まき子 清水計枝 清水純子 清水直子 清水恵 白木憲一郎 新谷文子 神惇子 陣内絹恵 末永節子 杉村和美 杉井静子 鈴木よし子 鈴木京子 清山玲 関優美 瀬古由紀子 瀬野喜代 添田包子 高島順子 高島道枝 高木睦子 高橋高子 高橋広子 高橋弘子 高橋みよ子 高橋洋子 高山紀世美 高田洋子 高村裕子 高須裕彦 滝沢香 滝秀樹 武井多佳子 竹内勝子 竹内三輪 竹信三恵子 但馬けい子 田代瑞恵 立花英人 龍田美智恵 建部玲子 立間節子 田代早苗 谷恵子 谷博之 田沼祥子 田沼久男 田中喬子 田中玉枝 田中環 津久井勝子 辻新一 堤典子 綱島文江 椿茂雄 露木肇子 都留伸吾 戸枝晶子 遠野はるひ 当麻よし子 戸川美穂子 徳茂万知子 戸塚秀夫 富永誠治 富田修司 内藤篤男 内藤忍 中村史子 仲谷良子 中村和雄 中村ひろ子 中谷紀子 中谷文美 永井初子 永井よし子 長嶋信也 長坂寿久 中林晶子 名田明子 夏木ふみ 鍋島初美 贅川由美子 二木洋子 西島博 西田英俊 西浜 檀和 西谷敏 仁田裕子 丹羽雅代 根本ますみ 野崎光枝 野畑真理子 野村生代 橋本ヒロ子 長谷川和子 長谷川伸子 畑中邦子 八谷真智子 服部雅美 馬場裕子 花崎撰 浜田小夜子 早房長治 葉山洋子 林誠子 林瑞枝 原澤那美子 坂喜代子 樋川つや子 肥田和子 日向繁子 平川和子 平川景子 平川弘子 広木道子 深澤秀子 福原宇子 福田健一 福地絵子 藤井俊道 藤浦由美 藤枝泉 藤沢真砂子 布施由女 舟山三千子 古田睦美 古守恵子 古谷悦子 朴木佳緒留 細谷久美子 堀江和子 堀内光子 堀口悦子 本間伸子 本田次男 本間節子 本間重子 真壁清子 牧田真由美 松井京子 松野菊美 松崎歌子 松村文人 三重野栄子 三島春子 三橋敦子 南明美 宮地光子 宮成友恵 村上克子 村松安子 村藤美枝子 望月悦子 望月すみ江 本尾良 本山央子 守美美子 森容子 森本孝子 森田園子 森田千恵 森谷久子 屋嘉比ふみ子 柳沼千枝 矢澤澄子 矢澤江美子 矢島床子 矢谷康子 山崎久民 山崎摩耶 山下慶子 山下はるみ 山下泰子 山口雪子 山藤将之 山田久爾枝 山本幸子 山崎眞由美 山本令子 山崎耕一郎 山口わか子 柚木康子 養父知美 横山基子 吉田隆 吉田啓子 吉田千秋 吉原美恵子 吉村怜子 四谷信子 和気文子 脇本ちよみ 渡辺泰子 渡辺聡 和田肇 和田成枝 匿名3名

【賛同団体】アミカス嘱託職員ユニオン おんな労働組合（関西） 神奈川シティユニオン 関西女の労働問題研究会 均等待遇アクション21 京都 国労婦人部 自治労中央本部女性部 自治労横浜関連支部協議会 昭和シェル労組 女性ユニオン東京 すみだユニオン せんしゅうユニオン 全国労働組合連絡協議会女性委員会 全統一労働組合 大鵬薬品工業労働組合 男女差別賃金をなくす連絡会 都議会生活者ネットワーク なかまユニオン 那覇市職労那覇市臨時非常勤職員労働組合 新潟県教職員組合女性部 にいがた女性会議女性の労働部会 日本教職員組合女性部 日本労働組合総連合会男女平等局 練馬区立図書館協力員労働組合 働く女性の人権センターいこる ふえみん婦人民主クラブ 民主党 郵政労働者ユニオン 横浜フォーラム労働組合 連合大阪 CAW ネット・ジャパン I女性会議 I女性会議大阪 I女性会議東京都本部（10.03.03 現在）

《2008年度分（2008年4月～09年3月）以降、賛同費をご納入いただきました方々のお名前を掲載しています。

2010年を選挙議定書批准の年に！！

昨年7月の国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）による日本政府報告審議に向けた第Ⅱ期 JNNC（日本女性差別撤廃条約ネットワーク）の取組は、委員会から出された総括所見にも反映され、大きな成果を上げた。その後 JNNC は今後の活動について全体会議を重ね、総括所見のフォローアップのため 2011年8月まで第Ⅱ-2期として活動を続けることとなった。1月27日の第13回全体会議では引き続き山下泰子さんが代表世話人となり、若干の世話人の交代・補充が確認され、均等待遇アクション21（以下、均等21）からは柚木が世話人として参加することとなった。



今年は女性差別撤廃条約批准25周年記念の年であり、総括所見の実施と選挙議定書批准を目指して8月末にはクロアチアのシモノビッチ委員（フォローアップ担当）を招請し、8月末、国立女性教育会館のヌエックフォーラムでワークショップを開催する他、大阪、東京、福島などで講演会が持たれることになった。また10月には選挙議定書策定にかかわったカートライト元委員（ニュージーランド）の招聘も予定されている。

選挙議定書・個人通報制度の実現は民主党のマニフェストにも記載されているが、政権発足直後よりトーンダウンしている気配もある。各方面から政府に声を寄せて行くことが今大事だ。また福島男女共同参画担当大臣の諮問機関として、女性差別撤廃条約推進チームが発足し、山下さん、均等21の呼びかけ人でもある浅倉むつ子さんもメンバーとなっている。活躍を願っている。

昨年末からの動きを以下簡単に報告する。

12月13日 女性差別撤廃条約採択30周年記念フォーラム

JNNC と国際女性の地位協会等の共催で標記のフォーラムが「日本の課題・キーワードはジェンダー平等！」を掲げ、東京・本郷の文京学院大で開催され330名が参加した。

昨年8月に出されたCEDAWの「総括所見」（政府訳は「最終見解」となっている）は、JNNC などのNGOの取組を反映し、多岐にわたり詳細なものとなった。記念フォーラムではJNNC 代表の山下泰子さんがその活動を紹介し、コーディネーターとして進行した。パネリストは福島みずほ大臣、林陽子CEDAW委員、鹿島敬男女共同参画会議議員の3名。林委員はCEDAWの現況と、条約成立から30年の動き、鹿島さんは、鳩山首相の「男女共同参画社会を作るには政治が頑張らねばならない」という言葉を紹介しながら政権交代後初の男女共同参画会議の内容、福島大臣は女性差別撤廃委員会「最終見解」への対応と、第3次男女共同参画基本計画の策定の重点課題として①民法改正、②選挙議定書の批准、③女性の参画拡大のための暫定的特別措置、④女性に対する暴力の根絶・被害者支援について紹介された。

終了後は大学内で懇親会がもたれ、ここでシモノビッチ委員の招聘についてWWN越堂さんから提起された。

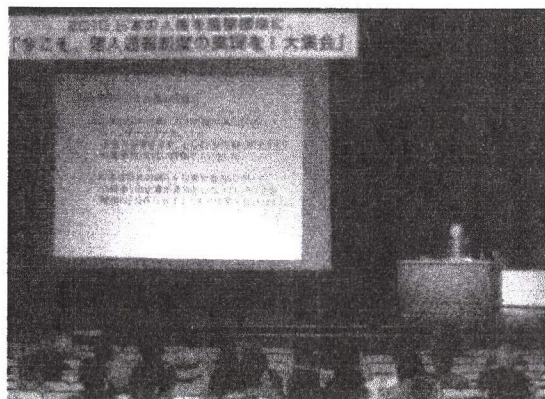
選挙議定書批准国はすでに99カ国、日本が100番目に批准できるよう運動を強めよう。

1月15日 2010 日本の人権を国際標準に 今こそ、個人通報制度の実現を！大集会

年が明けた1月15日、日比谷公会堂で日弁連主催の集会在持たれ、JNNC も企画段階から協力した。個人通報制度は自由権規約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約等に設置されているが、日

本はOECD加盟30カ国、G8サミット参加国で唯一何らの個人通報制度も持たない国だ。にもかかわらず国連人権理事会に理事を出している。民主党は個人通報制度の実現を公約に掲げ、与党はもちろん、共産党、公明党も実現を求め、新政権発足時の記者会見では千葉法務大臣も選択議定書の批准を表明している。条件は整っているはずだ。

集会ではJNNCが女性差別の視点から山下さん他3人がリレーで個人通報制度の必要性を報



告した。均等21から柚木が昭和シェル石油・兼松の男女賃金差別の最高裁決定事例をケースに1日も早い批准を訴えた。ついで冤罪を作り出す刑事手続き、表現の自由の課題で、昨年再審開始が決定した当事者、マンションに政党ビラをまいただけで、最高裁で有罪が確定した当事者が登場し制度の必要性を訴えた。さらに制度が実現したらどうなるのかをパフォーマンスで紹介し意義ある集会となった。400名余の参加者があった。

1月26日 国内人権機関と選択議定書批准を求める院内集会

昨年11月から、内閣総理大臣、国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣、法務大臣、外務大臣宛ての「国内人権機関と各選択議定書批准を求める共同要請書」が呼掛けられ、1月26日衆議院第2議員会館会議室で当面の集約（1月22日現在84団体122名）として集会がもたれた。均等21も開催を知り急遽参加し、柚木から昭和シェル野崎判決・兼松判決の問題点を報告し、1日も早い選択議定書批准を求めた。

集会には民主党の稲見哲夫議員（大阪5区）、辻恵議員（堺市）ほか7名の議員秘書とマスコミなど総勢50名が参加。監獄人権センター、アムネスティ、公人の差別を許さない会、均等21、自由人権協会、移住連、カラカサン、日本障害フォーラムなど9つのNGOが発言した。

選択議定書・個人通報制度による審査は「立法・司法・行政の不作為を丸ごと問える」もの、行政と司法をつなぐものとしての国内人権機関は、裁判に比べ安価・簡単・早い・実効性があり、プライバシーも守られるというのも重要なポイントだ。

この院内集会と並行して、民主党の担当副幹事長日高議員への要請が行われ、前日には外務政務官西村ちなみ議員にも要請した。最後に要請の報告もあったが、今国会での課題となるのは難しいようだ。要請書の賛同は団体・個人とも引続き行なわれており、均等21も賛同を確認した。

批准に向けいろいろな動きと連携していこう。（柚木康子）

2月25日 男女賃金差別裁判の原告らが福島みずほ大臣に要請

1990年代からいくつもの男女賃金差別裁判が闘われてきた。その闘いから得てきた成果と課題を普遍化し、誰にも簡易迅速な方法で、かつ効果的で完全な救済を受けられる立法の実現にむけ、第3次男女共同参画基本計画に是非盛り込んでほしいと、25日内閣府の福島大臣室に中野弁護士と8名の元原告・原告が要請を行った。（要請書の内容は全石油昭和シェル労組のHPに）

要請書には昭和シェル野崎・兼松・芝信用金庫・野村證券・住友関連3社・岡谷鋼機・京ガス・日立・朝日熱学・東京ケーブルビジョン・高砂建設・日本オートマチックマシン・昭和シェル現役・阪急交通社・三菱化学生命科学研究所と闘う42名の原告と13名の弁護団が名前を連ねた。

第3次男女共同参画基本計画策定に意見を反映させよう

第3次基本計画策定のスケジュール

1999年に制定された男女共同参画社会基本法に基づく基本計画は5年ごとに見直されています。第1次は2000年12月に、第2次は2005年12月に閣議決定されました。

第3次基本計画は、昨年3月に内閣総理大臣から諮問され、男女共同参画会議の基本問題・計画専門調査会で議論されてきました。

今年4月には基本的な考え方についての中間整理案がとりまとめられ、パブリックコメントや公聴会等を通じた意見聴取をへて、6月には総理大臣に答申されます。その後内閣府が計画案をまとめてさらにパブリックコメントを実施、12月には第3次基本計画が閣議決定されます。

進まない男女共同参画

第2次基本計画では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、2020年までを見通した施策の基本的方向と2010年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

雇用に関しては「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」などが含まれています。

しかし、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするという計画も含めて、男女共同参画は進まず、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の順位は年々下がるばかりです。それどころか非正規労働者の増加、貧困・格差の拡大など女性に厳しい状況が広がっています。

福島大臣の表明「雇用問題にしっかりと踏み込む」

2月に開催された基本問題・計画専門調査会で福島みずほ内閣府男女共同参画担当大臣は、第3次基本計画策定に当たっての考え方として、「実効性のあるもの」にしたいと述べ、「雇用を前面に出す」「ジェンダー主流化」「企業や経済界を巻き込んだ男女共同参画」「個人の人権の尊重、社会的少数者の問題」「女性に対する暴力の根絶」「国際的な理念の重視」「策定過程の透明化」を表明しています。

雇用については、「男女賃金格差の解消やM字型カーブの是正、均等待遇、長時間労働の規制、非正規雇用の問題等にしっかりと踏み込む」「子ども・子育て支援策やワーク・ライフ・バランスとの密接な連携を図る」と述べています。

ジェンダー主流化では、ジェンダー統計やジェンダー予算、社会制度の世帯単位から個人単位化、第2次基本計画から消えていたアンペイド・ワークなどを盛り込むと述べています。

第3次基本計画の考え方と具体的な取り組み

雇用の分野(第4分野)では、男女賃金格差の解消の取り組みとして、労使向けのガイドラインの周知などがあげられていますが、これでは効果がないことが明らかになっています。ILOやCEDAWから指摘されている男女同一価値労働同一報酬原則を規定する法改正や客観的な職務評価に取り組むことを明記すべきです。

パートと正社員の均衡待遇確保には具体策がありません。パート労働法の差別禁止の3要件の見直しや、育児介護休業法の有期雇用労働者への適用要件の見直しなどの法改正も入れる必要があります。

パブリックコメントや公聴会に積極的に参加を

多くの意見を反映させて、実効力のある基本計画が出来るように、4月に予定されているパブリックコメントや公聴会には、個人や団体で取り組みましょう。第3次基本計画の考え方(案)のなかの「雇用の分野」と「仕事と生活の調和」については別紙を見てください。全文は、内閣府のHPで見ることができます。 <http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/list.html> (文責・酒井和子)

労働者は商品ではない！！ 派遣法の抜本改正を！！

派遣村は、派遣法が労働者の権利を無残に崩壊させてきた実態を明らかにした。いまこそ派遣法の抜本改正が求められている。しかし政権交代後、2月17日労働政策審議会に諮問された「労働者派遣法の一部を改正する法律要綱」は、前政権下の野党3党案より大きく後退したばかりか、抜本改正どころか現行派遣法よりも改悪されている箇所すらあると指摘されている。

2月19日参議院議員会館で、〈労働者派遣法の抜本改正をめざす共同行動〉の呼びかけで「2.19緊急院内集会 政治主導で解決してほしい 派遣法抜本改正の骨抜きは許せません」が開催され、140名が参加、多くのマスコミも取材に駆けつけた。

社民党の福島瑞穂党首、山内徳信代議士、共産党の山下芳生議員、民主党の工藤仁美代議士らが参加し、国民新党からはアピールが届いた。

法の題名に「労働者の保護」が入ったのは評価できるが、問題点がいっぱいだ。

- ① 製造業には登録型派遣は原則禁止としながら、実際には「例外として常用型派遣は認める」となっている。骨抜きになる。
- ② 常用型といいながら有期も含まれる。
- ③ 派遣先に、みなし雇用されてもすぐに、有期契約では1回で解雇される可能性がある。
- ④ 派遣先の団体交渉応諾義務など派遣先の責任強化にふれていない。
- ⑤ 期間の定めのない雇用では派遣先の事前面談が解禁されている。派遣の原則を逸脱するもの。
- ⑥ 施行時期も実質5年先になっている。これでは問題解決にならない。



政治の責任で、働き甲斐のある人間らしい仕事（ディーセントワーク）が実現できるよう、法改正をしてほしい！！

14年の思いをこめた「兼松男女賃金差別裁判」報告会が開かれました

昨年10月20日、最高裁は労働者側と使用者側双方から出されていた上告を棄却しましたので、高裁判決—原告4人勝利、2人敗訴—が確定しました。裁判を始めて14年間の思いをこめた報告集会在2010年2月13日(土)14時から、東京・四谷の主婦会館プラザエフで開かれました。原告団を代表しての逆井征子さんがあいさつの冒頭で「この裁判を支えなければとの思いを共有してきた方160人の申し込みをいただいていたのですが、それ以上の方がご参加」と述べられたように、熱気にあふれた集会になりました。

逆井さんは、「自分たちが『気軽に裁判』を始めたために迷惑をかけた弁護団の皆さん」と一人ひとり紹介されたあと、裁判を始めるまでの前史を話されました。—1953年当時の商社はどれも男女別の年功賃金でしたから、「江商」労働組合の婦人部はお茶くみ反対運動を行い、男女賃金差別を問題にして、1955年には労基署から「男女賃金差別」で勧告を出させました。1967年兼松と江商が合併した後も地道な運動を続け、77年には22歳の初任給を男女同じにさせました。しかし79年コース別人事制度の導入が図られ、このときは女性たちの反対で撤回させましたが、均等法成立を前にして、会社側の制度導入の意志は固く、84年夏には撤回させたものの、年末には押し切られてしまいました。それ以降、男女の賃金格差を問題にしようにも、「仕事の違い」としてしまうコース別人事制度が壁になってしまいました。どうすればいいのかと悩んでいた1992年に女性労働問題研究会の「雇用の最前線—同一価値労働同一賃金」に参加し、こんな方法があったのかと気付いたのです。

逆井さんは、こうした前史を「自分が入社してからの26年間の仲間の支え」と表現されましたが、その「支え」=共通する悔しさを解決するために、労政事務所幹旋申立て、東京都男女差別苦情処理委員会申立て、そして95年東京地裁に提訴したわけです。提訴後は「商社側は統一処遇をしているのだから、労働者も団結を」と商社ウィメンズユニオンをつくり、ILOやCEDAWに訴えに行くなど、運動の輪を広げ、行動し、さらには地裁判決の全面敗訴をひっくり返し、高裁での勝利判決につながりました。

高裁判決は原告6人のうちの4人の差別性は認めたものの、2人は認めないという残念なものでしたが、コース別雇用管理の壁を破り、労基法4条違反を認めた判決は画期的なものであり、「その意義を理解し、今後活かしてほしい」と締めくくられました。

主任弁護士の中野麻美さんは、地裁判決が「憲法違反だが均等法(=実定法)違反ではない」としたところから、「労基法4条違反で反撃するしかない」と「賃金差別の実態の可視化」に力を注いだ経過を話されました。最後に、2人が負けたのは「裁判所が仕事の価値基準のものさしをもっていない」からであり、「勤続が短いから差別があってもよいとする企業の論理は許されないのだ」と語気を強めて、今後の課題を示されました。

居城舜子さんは、原告の職務評価を实践された研究者の一人でしたが、「補助的業務と言われながら、実際には巨額の金を扱う、社員教育、プログラム開発など多種多様でした。そして成約業務と履行业務は切り離せないものでした」と、6人分の職務評価をしたことの成果を語られました。

あと会場からということで、元ILOの堀内光子さん、宮地光子弁護士、WWNの越堂静子さん、昭和シエル労組の連帯の挨拶と続き、時間オーバーで第二部のパーティにつながりました。



2・23均等待遇ウェーブ学習会に参加して

均等待遇アクション21大阪実行委員会は、連合大阪2010春季生活闘争との共同企画で、「日本の女性の賃金はなぜ低い!?～女性労働をめぐる国際情勢と男女賃金格差を考える～」をテーマに、学習会を開催しました。平日夜にも関わらず、新聞やホームページで知って参加された方たちも含め、80名余りが会場のエルおおさか会議室に集いました。



初めに、連合大阪事務局長多賀雅彦さんから、今回の企画は、均等待遇2000年キャンペーンからの共同行動の一環であること、また、非正規を含むすべての労働者の賃上げを求める2010年春季生活闘争で男女間の賃金格差を考えるための学習会であると開会のあいさつ。

続いて、講師にお迎えした連合本部副事務局長山口洋子さんが登壇。講演の冒頭で、男女賃金格差は国際的な課題であること、そして、日本は先進国の中で最大の格差があり、しかもなかなかその格差が縮小していないと指摘されたうえで、ILOや国連女性の地位委員会(CSW)に労働者委員として参加されている立場から、ILOの政労使合意原則等国際機関での議論や国際労働総連合(ITUC)での取り組みについて説明がありました。ILO総会報告やCEDAW総括意見書については、均等待遇アクション21では既に取り上げられていますので省略しますが、ILOでは、各国の労働者委員の連携が貴重な決議採択につながったこと、使用者委員は欠席や会議途中の退席が目立つこと、日本政府のきわめて消極的な態度等々、マスコミ報道だけでは知り得ないリアルで歯切れのよいお話を聞くことができました。提示されたスライドで女性の活躍を目の当たりにして、心丈夫に思うと同時に日本での女性参画の遅れも痛感しました。



次に、泉州パートウォーク実行委員会木村千代子さんから、2月8日に厚労省細川副大臣に面談、泉州地域で働く公務や民間パート女性労働者の職場の実態を伝えたことと均等待遇法制化要請の報告があり、昭和設計契約社員のフジサキさんから、家賃補給での均等待遇を求めなにわユニオンに加入したことで「雇い止め」という名の解雇にあい、大阪府労委と地裁への提訴を闘っていることの報告と支援要請がありました。

会場発言では、就活中の女子大生から、男女賃金格差について大学のキャリアセンターの認識の低さが、ドーンセンター労組委員長から、山口さんもふれられた男女共同参画第二次行動計画に関連して、お膝元の全国の男女共同参画センターでの女性非正規職員の差別的待遇が語られました。

最後に、部落解放同盟大阪府連合会女性部の井上泰子さんが、日本政府は、CEDAWから女性労働者と同様に、マイノリティ女性への差別についても厳しい指摘を受けていること、自ら行った部落女性についての調査報告パンフレットの紹介をされながら、日本でも当事者が声をあげていくことが必要だと閉会のあいさつをされ、国際常識を日本の常識にしていくことを確認しあいました。

働く女性の人権センターいこ☆る 赤羽